

みなとみらい21中央地区  
20街区MICE施設運営事業

特定事業の選定について

平成28年8月26日

横浜市



## 目 次

第 1	特定事業の選定に係る評価の趣旨	1
第 2	選定の基準及び評価の方法	1
1	選定の基準	1
2	評価の方法	1
第 3	評価内容	1
1	国際的なM I C E拠点都市・横浜の競争力・ブランド力の向上	1
2	効率的かつ効果的な運営・維持管理	2
3	リスク分担の明確化による安定した事業運営	2
4	公共施設等運営権対価による歳入の確保	2
第 4	結論	2



## 第1 特定事業の選定に係る評価の趣旨

横浜市（以下、「市」という。）は、平成28年5月25日に実施方針を公表した「みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業（以下、「本事業」という。）」を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条に基づき特定事業（以下、「特定事業」という。）として選定するに当たり、実施することが適切であることを確認するための評価を行った。

なお、本資料で用いる用語は、特段の定めがない限り、市が平成28年5月25日に公表した、「みなとみらい21中央地区20街区MICE施設運営事業 実施方針」の定めに従う。

## 第2 選定の基準及び評価の方法

### 1 選定の基準

本事業を特定事業として実施することにより、市が自ら事業を実施する場合と比べ、事業期間を通じて効率的かつ効果的に実施できることを選定の基準とした。

### 2 評価の方法

本事業のような大規模なMICE施設の運営を国や本市を含む地方公共団体が自ら実施している例はなく、PSCの収支算定に必要なデータを揃えることができないため、定量的評価を行わず、定性的評価を行うこととする。

## 第3 評価内容

本事業を特定事業として実施することにより、以下の定性的な効果を期待することができる。

### 1 国際的なMICE拠点都市・横浜の競争力・ブランド力の向上

市では、国際的なMICE拠点都市の確立のため、中大型の国際会議や医学系会議のさらなる誘致を目指している。MICE業界における国際競争が激化する中で、国際会議等の開催を実現させるためには、営業ネットワーク、主催者及び来場者への質の高いサービスの提供、MICE施設の運営ノウハウ等が重要となる。

本事業を特定事業として実施し、民間事業者の運営ノウハウや営業ネットワーク等を活用することで、中大型の国際会議や医学系会議のさらなる誘致が可能となる。また、質の高いサービスの提供することで、リピーターの増加による高い施設稼働率を達成することも可能となる。

これらにより、経済的波及効果や人材交流などの社会的波及効果が生み出され、MICE拠点都市・横浜の競争力・ブランド力向上が期待される。

## 2 効率的かつ効果的な運営・維持管理

本事業を特定事業として実施する場合、実施方針条例に基づき利用料金を定めることができることや、利用者のニーズに応じた更新投資等を柔軟に行うことができるなど、民間事業者は高い自由度を持って運営・維持管理を行うことができる。これらにより、民間事業者の持つ運営・維持管理に関するノウハウが最大限活用でき、効率的かつ効果的な運営・維持管理が期待される。

## 3 リスク分担の明確化による安定した事業運営

本事業の計画段階においてあらかじめ発生するリスクを想定し、その責任分担を、市と民間事業者の間で締結する公共施設等運営権実施契約において明確にすることで、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能となり、円滑な業務遂行や安定した事業運営の確保が期待される。

## 4 公共施設等運営権対価による歳入の確保

本事業を特定事業として実施することにより、市は、民間事業者から施設整備に要した費用の一部を公共施設等運営権対価として得ることで歳入の確保が期待される。

## 第4 結論

本事業は、特定事業として実施することにより、評価内容に提示した様々な効果が期待できる。  
以上により、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、PFI法第7条に基づき、特定事業として選定する。